

## 特別養護老人ホーム棕野喜楽園 料金表

【ユニット型個室】 ※負担割合が1割でない方の利用料金は第4段階で計算しています。

令和6年8月現在

要介護度	1日あたりの 単位数	看護体制加算 (Ⅰ)	看護体制加算 (Ⅱ)	夜勤職員 配置加算 (Ⅱ)	介護職員処遇 改善加算 (Ⅱ)	介護保険負担 限度額認定	食費 (1日)	居住費 (1日)	1割負担 利用料金 (31日)	2割負担 利用料金 (31日)	3割負担 利用料金 (31日)
要介護1	682	12	23	46	1ヵ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	880円	63,507円	160,961円	187,021円
						第2段階	390円	880円	66,297円		
						第3段階①	650円	1,370円	89,547円		
						第3段階②	1,360円	1,370円	111,557円		
						第4段階	1,445円	2,066円	135,768円		
要介護2	753	12	23	46	1ヵ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	880円	66,007円	165,800円	194,280円
						第2段階	390円	880円	68,797円		
						第3段階①	650円	1,370円	92,047円		
						第3段階②	1,360円	1,370円	114,057円		
						第4段階	1,445円	2,066円	138,268円		
要介護3	828	12	23	46	1ヵ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	880円	67,616円	170,912円	201,948円
						第2段階	390円	880円	70,406円		
						第3段階①	650円	1,370円	93,656円		
						第3段階②	1,360円	1,370円	115,666円		
						第4段階	1,445円	2,066円	139,877円		
要介護4	901	12	23	46	1ヵ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	880円	70,103円	175,888円	209,411円
						第2段階	390円	880円	72,893円		
						第3段階①	650円	1,370円	96,143円		
						第3段階②	1,360円	1,370円	118,153円		
						第4段階	1,445円	2,066円	142,364円		
要介護5	971	12	23	46	1ヵ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	880円	72,489円	180,659円	216,568円
						第2段階	390円	880円	75,279円		
						第3段階①	650円	1,370円	98,529円		
						第3段階②	1,360円	1,370円	120,539円		
						第4段階	1,445円	2,066円	144,750円		

\* 「食費」は入居者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用、「居住費」とは施設に滞在し居室・設備等を利用することにかかる室料及び光熱費相当額です。

\* 入居の際は、介護保険負担限度額認定証の申請をお願い致します。又、すでに申請済みの方は、認定証の呈示をお願い致します。

\* 介護保険料の負担割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

\* その他の料金及び各加算料金の内容については、裏面をご覧ください。上記利用料金には裏面の各種加算項目の適用欄に○が付いている加算が含まれています。

## 特別養護老人ホーム棕野喜楽園 料金表

### ○その他の料金等について

内 容	金 額
①日用品（歯ブラシ・歯磨き粉・ポリデント・ティッシュペーパー等）	実費
②理美容費	実費（カットのみ1,700円）
③医療費、薬費	実費
④7泊を超える長期入院、外泊時は別途居住費が発生します。	実費
⑤預り金管理料	2,000円/月
⑥私物電気代	1台につき50円/日（上限額は2台合計100円まで）

### ○各種加算項目

加算項目	内容等	加算料金	適用
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を1名以上配置している場合	12円/日	○
看護体制加算（Ⅱ）	最低基準を1人以上、上回った看護職員を配置し、かつ看護職員と24時間の連絡体制を確保している場合	23円/日	○
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、配置や基準を上回っている場合	46円/日	○
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報及び疾病の情報を厚生労働省に提出している場合	50円/月	○
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	褥瘡発生防止のため定期的に評価し厚生労働省に提出、計画的に褥瘡管理を実施した場合（3ヵ月に1回）	3円/月	—
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	上記（Ⅰ）の要件を満たし、褥瘡が発生するリスクがある入所者について褥瘡の発生のないこと	13円/月	※
初期加算	新規入居日から30日以内の期間または1ヶ月以上入院ののち、退院後30日算定	30円/日	※
外泊時費用（月6日を限度）	外泊、入院した期間	246円/日	※
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	総単位数に対して13.6%		○

\* 上記各種加算料金は1割負担の場合となっています。

\* 上記各種加算項目表の適用欄に記載してある※については、対象者のみ加算されます。